3　海上安全情報及び捜索救助関連情報の受信設備 Facilities for reception of MSI and search and rescue related information	…… …… …… …… …… ……
4　衛星利用非常用位置指示無線標識装置 EPIRB	…… …… ……
5　双方向VHF無線電話装置 Two-way VHF radiotelephone apparatus	…… …… ……
6　レーダー・トランスポンダーもしくは捜索救助用位置指示送信装置 Radar SART or AIS-SART	…… …… ……
7　121.5及び123.1メガヘルツ双方向無線通信 Two-way on-scene radiocommunications 121.5MHz & 123.1MHz	…… …… ……
5～5.3　（略） （略）	

（船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正）

第七条　船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十三条　法第六条ノ三の規定による整備規程（以下この章において「整備規程」という。）の認可は、次に掲げる船舶又は物件について、その整備の方法がおおむね同一であると認められる類型ごとに行う。 一～十四　（略） 十五　浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置 十六　非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置 十七　小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置 十八～二十四　（略） ２・３　（略）	**第十三条**　法第六条ノ三の規定による整備規程（以下この章において「整備規程」という。）の認可は、次に掲げる船舶又は物件について、その整備の方法がおおむね同一であると認められる類型ごとに行う。 一～十四　（略） 十五　浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置 十六　非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置 十七　小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置 十八～二十四　（略） ２・３　（略）

3　海上安全情報の受信設備 Facilities for reception of maritime safety information	…… …… …… …… …… ……
3.1　ナブテックス受信機 NAVTEX receiver	…… …… ……
3.2　高度集団呼出受信機 EGC receiver	…… …… ……
3.3　HF直接印刷電信受信機 HF direct-printing radiotelegraph receiver	…… …… ……
4　衛星系非常用位置指示無線標識 Satellite EPIRB	…… …… ……
4.1　コスパス・サーサット COSPAS-SARSAT	…… …… ……
4.2　インマルサット Inmarsat	…… …… ……
5　VHF非常用位置指示無線標識 VHF EPIRB	…… …… ……
6　船舶のレーダー・トランスポンダー Ship's radar transponder	…… …… ……
5～5.3　（略） （略）	